

令和3年3月16日

新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議を受けた、
国土交通省としての対応について
(NPO等を通じた孤独・孤立対策)

国土交通省住宅局安心居住推進課

本日開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」におきまして、新型コロナウイルスの影響が長引く中、非正規労働者やひとり親の方々を始め、就業に困難を抱えている方々、望まない孤独、孤立で不安を抱えている方々について、政府として支援策をとりまとめたところです。

国土交通省としては、生活の基盤である住まいにおける対策が重要であると考えており、その1つとして、NPO等の居住支援法人について、入居前の相談や紹介だけではなく、孤立・孤独対策としての入居後の見守りや、生活相談・就労支援等を行う場合には、追加支援を行うことといたします。

詳細につきましては、確定次第、本ホームページ等でお知らせをさせていただきます。

【参考】新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議
議事次第・配布資料

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/corona_hiseiki/index.html

以 上

NPO等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助の拡充

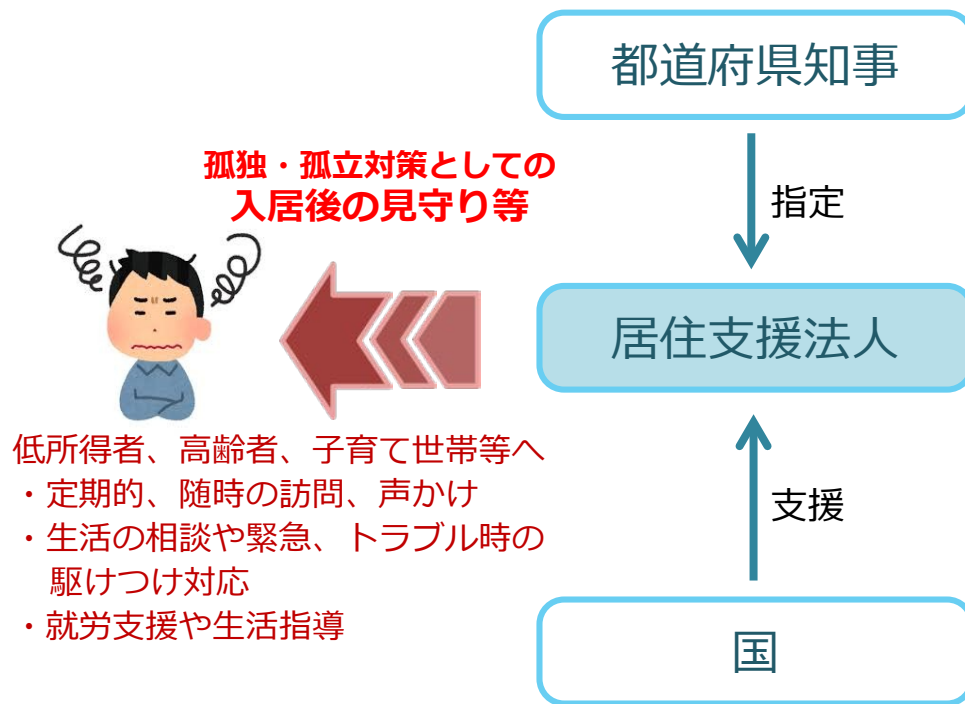
NPO法人等が実施する住宅確保要配慮者に対する支援活動への補助事業につき、入居後の見守り等の支援活動を行う場合に、補助上限額を200万円引上げ。

● 居住支援法人とは

- ・ 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人
- ・ 都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・ 367者（47都道府県）が指定（R3.2.26時点）

● 居住支援法人に指定される法人

- ・ NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 等



● 居住支援法人への支援（居住支援協議会等活動支援事業）

- ・ 居住支援法人が行う次の活動に対する補助
①入居前支援 ②入居中支援 ③死亡・退去時の支援 ④セミナー・勉強会等の開催（①は必須、②～④は任意）
- ・ 補助上限額：1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付

※ **孤独・孤立対策として見守り等を実施する場合は補助上限額1,200万円**

外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円